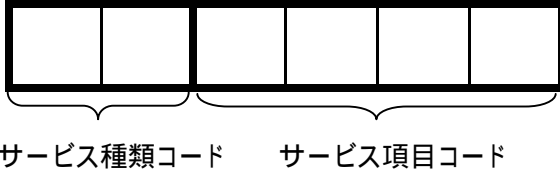


障害児施設給付費単位数サービスコード (平成18年10月施行版)

1	知的障害児施設給付サービスコード表	…	1
2	第一種自閉症児施設給付サービスコード表	…	4
3	第二種自閉症児施設給付サービスコード表	…	5
4	知的障害児通園施設給付サービスコード表	…	7
5	盲児施設給付サービスコード表	…	9
6	ろうあ児施設給付サービスコード表	…	13
7	難聴幼児通園施設給付サービスコード表	…	17
8	肢体不自由児施設(入所)給付サービスコード表	…	19
9	肢体不自由児施設(通所)給付サービスコード表	…	20
10	肢体不自由児療護施設給付サービスコード表	…	21
11	肢体不自由児通園施設給付サービスコード表	…	22
12	指定医療機関(肢体不自由児)給付サービスコード表	…	23
13	重症心身障害児施設給付サービスコード表	…	24
14	指定医療機関(重症心身障害児)給付サービスコード表	…	25

障害児施設給付費単位数サービスコードについて

サービスコードの構成：



サービス種類・サービス種類コード：

サービス種類	サービス種類コード	サービス項目コード
知的障害児	1 1	サービス種類 毎に付番
第一種自閉症児	1 2	
第二種自閉症児	1 3	
知的障害児通園	2 1	
盲児	3 1	
ろうあ児	3 2	
難聴幼児通園	3 3	
肢体不自由児(入所)	4 1	
肢体不自由児(通所)	4 2	
肢体不自由児療護	4 3	
肢体不自由児通園	4 4	
医療機関(肢体不自由児)	4 5	
重心障害児	5 1	
医療機関(重心障害児)	5 2	

サービス内容略称：

障害児施設給付費単位数サービスコードの算定項目に対応した略称名称であり、最大30文字としている。
算定項目を複数合成しているものについては、原則「・」の区切りをつけている。

1 知的障害児施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数				
種類	項目								
11	1111 知障児1単独	イ 指定 知的障害 児施設の 場合	(1)定員 5人以上 10人未満	(一)当該施設が単独施設		667	1日につき		
11	1112 知障児1単独・地公体		667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	644			
11	1121 知障児2併設		(2)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	440 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	440
11	1122 知障児2併設・地公体			(二)当該施設が主たる施設	1,258 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	1,214
11	1123 知障児2単独		(3)当該施設が単独施設		667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	667
11	1124 知障児2単独・地公体				667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	644
11	1125 知障児3併設		(3)定員 11人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	443 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	443
11	1132 知障児3併設・地公体			(二)当該施設が主たる施設	850 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	820
11	1133 知障児3単独			(三)当該施設が単独施設	667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	667
11	1134 知障児3単独・地公体		(4)定員21人以上30人以下		667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	667
11	1135 知障児3単独				667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	644
11	1136 知障児3単独・地公体		(5)定員31人以上40人以下		606 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	606
11	1141 知障児4				606 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	585
11	1142 知障児4・地公体		(6)定員41人以上50人以下		544 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	544
11	1151 知障児5				544 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	525
11	1152 知障児5・地公体		(7)定員51人以上60人以下		527 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	527
11	1161 知障児6				527 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	509
11	1162 知障児6・地公体		(8)定員61人以上70人以下		509 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	509
11	1171 知障児7				509 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	491
11	1172 知障児7・地公体		(9)定員71人以上80人以下		491 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	491
11	1181 知障児8				491 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	474
11	1182 知障児8・地公体	(10)定員81人以上90人以下		473 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	473		
11	1191 知障児9			473 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	456		
11	1192 知障児9・地公体	(11)定員91人以上100人以下		454 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	454		
11	1201 知障児10			454 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	438		
11	1202 知障児10・地公体	(12)定員101人以上110人以下		452 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	452		
11	1211 知障児11			452 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	436		
11	1212 知障児11・地公体	(13)定員111人以上120人以下		451 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	451		
11	1221 知障児12			451 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	435		
11	1222 知障児12・地公体	(14)定員121人以上130人以下		449 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	449		
11	1231 知障児13			449 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	433		
11	1232 知障児13・地公体	(15)定員131人以上140人以下		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	447		
11	1241 知障児14			447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	431		
11	1242 知障児14・地公体	(16)定員141人以上150人以下		445 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	445		
11	1251 知障児15			445 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	429		
11	1252 知障児15・地公体	(17)定員151人以上160人以下		441 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	441		
11	1261 知障児16			441 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	426		
11	1262 知障児16・地公体	(18)定員161人以上170人以下		438 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	438		
11	1271 知障児17			438 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	423		
11	1272 知障児17・地公体	(19)定員171人以上180人以下		435 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	435		
11	1281 知障児18			435 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	420		
11	1282 知障児18・地公体	(20)定員181人以上190人以下		432 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	432		
11	1291 知障児19			432 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	417		
11	1292 知障児19・地公体	(21)定員191人以上		429 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	417		
11	1301 知障児20			429 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	414		
11	1302 知障児20・地公体	児童指導 員又は 保育士を 配置して いる場合	(1)定員10人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	172 単位加算	172			
11	1311 知障児21		(二)当該施設が単独施設	57 単位加算	57				
11	5030 知障児児童指導員加算1併設		(2)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	86 単位加算	86			
11	5031 知障児児童指導員加算1単独		(二)当該施設が単独施設	57 単位加算	57				
11	5032 知障児児童指導員加算2併設		(3)定員21人以上30人以下		57 単位加算	57			
11	5033 知障児児童指導員加算2単独				57 単位加算	57			
11	5034 知障児児童指導員加算3				57 単位加算	57			
11	5050 知障児職業指導員加算1併設		職業指導 員を配置 している 場合	(1)10人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	148 単位加算	148		
11	5051 知障児職業指導員加算1単独			(二)当該施設が単独施設	49 単位加算	49			
11	5052 知障児職業指導員加算2併設			(2)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	73 単位加算	73		
11	5053 知障児職業指導員加算2単独			(二)当該施設が単独施設	49 単位加算	49			
11	5054 知障児職業指導員加算3			(3)定員21人以上30人以下		49 単位加算	49		
11	5055 知障児職業指導員加算4			(4)定員31人以上40人以下		39 単位加算	39		
11	5056 知障児職業指導員加算5			(5)定員41人以上50人以下		29 単位加算	29		
11	5057 知障児職業指導員加算6			(6)定員51人以上60人以下		26 単位加算	26		
11	5058 知障児職業指導員加算7			(7)定員61人以上70人以下		23 単位加算	23		
11	5059 知障児職業指導員加算8			(8)定員71人以上80人以下		20 単位加算	20		
11	5060 知障児職業指導員加算9			(9)定員81人以上90人以下		17 単位加算	17		
11	5061 知障児職業指導員加算10			(10)定員91人以上100人以下		14 単位加算	14		
11	5062 知障児職業指導員加算11			(11)定員101人以上110人以下		13 単位加算	13		
11	5063 知障児職業指導員加算12			(12)定員111人以上120人以下		12 単位加算	12		
11	5064 知障児職業指導員加算13	(13)定員121人以上130人以下			11 単位加算	11			
11	5065 知障児職業指導員加算14	(14)定員131人以上140人以下			10 単位加算	10			
11	5066 知障児職業指導員加算15	(15)定員141人以上150人以下			9 単位加算	9			
11	5067 知障児職業指導員加算16	(16)定員151人以上160人以下			9 単位加算	9			
11	5068 知障児職業指導員加算17	(17)定員161人以上170人以下			9 単位加算	9			
11	5069 知障児職業指導員加算18	(18)定員171人以上180人以下			8 単位加算	8			
11	5070 知障児職業指導員加算19	(19)定員181人以上190人以下			8 単位加算	8			
11	5071 知障児職業指導員加算20	(20)定員191人以上		8 単位加算	8				

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
11 5100	知障児重度障害児加算	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算()	165 単位加算	165	
11 5101	知障児重度障害児加算		ロ 重度知的障害児支援加算()	198 単位加算	198	
11 5110	知障児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111	
11 5120	知障児強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害児特別支援加算		781 単位加算	781	
11 5380	知障児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算 (1月に12日を限度として 所定単位数に代えて算定)	イ 6日目まで	(1)定員60人以下		
11 5381	知障児入院外泊時加算2		320 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	309	
11 5382	知障児入院外泊時加算3		(2)定員61人以上90人以下		288	
11 5383	知障児入院外泊時加算4		288 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	278	
11 5384	知障児入院外泊時加算5		(3)定員91人以上		252	
11 5385	知障児入院外泊時加算6		252 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	243	
11 5386	知障児入院外泊時加算7		ロ 7日目から12日目まで	(1)定員60人以下		160
11 5387	知障児入院外泊時加算8			160 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	154
11 5388	知障児入院外泊時加算9			(2)定員61人以上90人以下		144
11 5389	知障児入院外泊時加算10			144 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	139
11 5390	知障児入院外泊時加算11			(3)定員91人以上		126
11 5391	知障児入院外泊時加算12			126 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	122
11 5020	知障児自活訓練加算		自活訓練加算	イ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算	337
11 5021	知障児自活訓練加算			ロ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算	448
11 5340	知障児入院時特別支援加算1		入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が7日未満	561 単位加算	561
11 5341	知障児入院時特別支援加算2			ロ 12日を超える入院期間が7日以上	1,122 単位加算	1,122
11 5130	知障児栄養管理体制加算 1	栄養管理 体制加算	イ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	24 単位加算	
11 5131	知障児栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	20 単位加算	20	
11 5132	知障児栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	17 単位加算	17	
11 5133	知障児栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	15 単位加算	15	
11 5134	知障児栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	13 単位加算	13	
11 5135	知障児栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	12 単位加算	12	
11 5136	知障児栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10	
11 5137	知障児栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	10 単位加算	10	
11 5138	知障児栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	9 単位加算	9	
11 5139	知障児栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	8 単位加算	8	
11 5140	知障児栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	8 単位加算	8	
11 5141	知障児栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	7 単位加算	7	
11 5142	知障児栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	7 単位加算	7	
11 5143	知障児栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6	
11 5144	知障児栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	6 単位加算	6	
11 5145	知障児栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	6 単位加算	6	
11 5200	知障児栄養管理体制加算 1	ロ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	22 単位加算	22	
11 5201	知障児栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	18 単位加算	18	
11 5202	知障児栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15	
11 5203	知障児栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	13 単位加算	13	
11 5204	知障児栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	12 単位加算	12	
11 5205	知障児栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	11 単位加算	11	
11 5206	知障児栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10	
11 5207	知障児栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	9 単位加算	9	
11 5208	知障児栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	8 単位加算	8	
11 5209	知障児栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	7 単位加算	7	
11 5210	知障児栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	7 単位加算	7	
11 5211	知障児栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	6 単位加算	6	
11 5212	知障児栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	6 単位加算	6	
11 5213	知障児栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6	
11 5214	知障児栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	5 単位加算	5	
11 5215	知障児栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	5 単位加算	5	
11 5250	知障児栄養管理体制加算 1	ハ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	12 単位加算	12	
11 5251	知障児栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	10 単位加算	10	
11 5252	知障児栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	8 単位加算	8	
11 5253	知障児栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	7 単位加算	7	
11 5254	知障児栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	6 単位加算	6	
11 5255	知障児栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	6 単位加算	6	
11 5256	知障児栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	5 単位加算	5	
11 5257	知障児栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	5 単位加算	5	
11 5258	知障児栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	4 単位加算	4	
11 5259	知障児栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	4 単位加算	4	
11 5260	知障児栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	4 単位加算	4	
11 5261	知障児栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	3 単位加算	3	
11 5262	知障児栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	3 単位加算	3	
11 5263	知障児栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	3 単位加算	3	
11 5264	知障児栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	3 単位加算	3	
11 5265	知障児栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	3 単位加算	3	
11 5990	知障児激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目									
11	8111	知障児1単独・定超	イ 指定 知的障害 児施設の場合	(1)定員 5人以上 10人未満	(一)当該施設が単独施設		467	1日につき		
11	8112	知障児1単独・地公体・定超		667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	451			
11	8121	知障児2併設・定超		(2)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	440 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	308
11	8122	知障児2併設・地公体・定超			1,258 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		298	
11	8123	知障児2本体・定超		(三)当該施設が単独施設	667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		881	
11	8124	知障児2本体・地公体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		850	
11	8125	知障児2単独・定超		(3)定員 11人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	443 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	467
11	8126	知障児2単独・地公体・定超			443 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		451	
11	8131	知障児3併設・定超		(二)当該施設が主たる施設	850 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		310	
11	8132	知障児3併設・地公体・定超			850 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		299	
11	8133	知障児3本体・定超		(三)当該施設が単独施設	667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		595	
11	8134	知障児3本体・地公体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		574	
11	8135	知障児3単独・定超		(4)定員21人以上30人以下	667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		467	
11	8136	知障児3単独・地公体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		451	
11	8141	知障児4・定超			(5)定員31人以上40人以下	606 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	467
11	8142	知障児4・地公体・定超				667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	451
11	8151	知障児5・定超			(6)定員41人以上50人以下	544 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	424
11	8152	知障児5・地公体・定超				606 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	410
11	8161	知障児6・定超			(7)定員51人以上60人以下	527 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	381
11	8162	知障児6・地公体・定超				544 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	368
11	8171	知障児7・定超			(8)定員61人以上70人以下	509 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合		× 96.5%	369
11	8172	知障児7・地公体・定超	527 単位			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	356		
11	8181	知障児8・定超	(9)定員71人以上80人以下		491 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	356		
11	8182	知障児8・地公体・定超			509 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	344		
11	8191	知障児9・定超	(10)定員81人以上90人以下		473 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	344		
11	8192	知障児9・地公体・定超			491 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	332		
11	8201	知障児10・定超	(11)定員91人以上100人以下		454 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	331		
11	8202	知障児10・地公体・定超			473 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	319		
11	8211	知障児11・定超	(12)定員101人以上110人以下		452 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	318		
11	8212	知障児11・地公体・定超			454 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	307		
11	8221	知障児12・定超	(13)定員111人以上120人以下		451 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	316		
11	8222	知障児12・地公体・定超			452 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	305		
11	8231	知障児13・定超	(14)定員121人以上130人以下		449 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	316		
11	8232	知障児13・地公体・定超		451 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	305			
11	8241	知障児14・定超	(15)定員131人以上140人以下	447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	314			
11	8242	知障児14・地公体・定超		449 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	303			
11	8251	知障児15・定超	(16)定員141人以上150人以下	445 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	313			
11	8252	知障児15・地公体・定超		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	302			
11	8261	知障児16・定超	(17)定員151人以上160人以下	441 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	312			
11	8262	知障児16・地公体・定超		445 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	300			
11	8271	知障児17・定超	(18)定員161人以上170人以下	438 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	309			
11	8272	知障児17・地公体・定超		441 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	298			
11	8281	知障児18・定超	(19)定員171人以上180人以下	435 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	307			
11	8282	知障児18・地公体・定超		438 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	296			
11	8291	知障児19・定超	(20)定員181人以上190人以下	432 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	305			
11	8292	知障児19・地公体・定超		435 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	294			
11	8301	知障児20・定超	(21)定員191人以上	429 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	302			
11	8302	知障児20・地公体・定超		432 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	292			
11	8311	知障児21・定超					300			
11	8312	知障児21・地公体・定超					290			

2 第一種自閉症児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
12	1111	第一種	□ 指定第一種自閉症児施設の場合		309	1日につき
12	1112	第一種・地公体	309 単位	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合 × 96.5%	298	
12	5100	第一種重度知的障害児加算	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算()	165 単位加算	
12	5101	第一種重度知的障害児加算		ロ 重度知的障害児支援加算()	198 単位加算	
12	5110	第一種重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	
12	5020	第一種自活訓練加算	自活訓練加算	イ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算	
12	5021	第一種自活訓練加算		ロ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算	
12	5990	第一種激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
12	8111	第一種・定超	□ 指定第一種自閉症児施設の場合	利用定員の数が利用定員	216	1日につき
12	8112	第一種・地公体・定超	309 単位	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合 × 96.5% を超える場合 × 70%	209	

3 第二種自閉症児施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
13 1111	第二種1	八指定第二種自閉症児施設の場合	(1)定員40人以下	662	1日につき
13 1112	第二種1・地公体			662	
13 1121	第二種2		(2)定員41人以上50人以下	635	
13 1122	第二種2・地公体			635	
13 1131	第二種3		(3)定員51人以上60人以下	613	
13 1132	第二種3・地公体			613	
13 1141	第二種4		(4)定員61人以上70人以下	588	
13 1142	第二種4・地公体			588	
13 1151	第二種5		(5)定員71人以上	555	
13 1152	第二種5・地公体			555	
13 5030	第二種児童指導員加算	児童指導員又は保育士を配置している場合		57	
13 5050	第二種職業指導員加算1	職業指導員を配置している場合	(1)定員30人以下	49	
13 5051	第二種職業指導員加算2		(2)定員31人以上40人以下	39	
13 5052	第二種職業指導員加算3		(3)定員41人以上50人以下	29	
13 5053	第二種職業指導員加算4		(4)定員51人以上60人以下	26	
13 5054	第二種職業指導員加算5		(5)定員61人以上70人以下	23	
13 5055	第二種職業指導員加算6		(6)定員71人以上80人以下	20	
13 5056	第二種職業指導員加算7		(7)定員81人以上90人以下	17	
13 5057	第二種職業指導員加算8		(8)定員91人以上100人以下	14	
13 5058	第二種職業指導員加算9		(9)定員101人以上110人以下	13	
13 5059	第二種職業指導員加算10		(10)定員111人以上120人以下	12	
13 5060	第二種職業指導員加算11		(11)定員121人以上130人以下	11	
13 5061	第二種職業指導員加算12		(12)定員131人以上140人以下	10	
13 5062	第二種職業指導員加算13		(13)定員141人以上150人以下	9	
13 5063	第二種職業指導員加算14		(14)定員151人以上160人以下	9	
13 5064	第二種職業指導員加算15		(15)定員161人以上170人以下	9	
13 5065	第二種職業指導員加算16		(16)定員171人以上180人以下	8	
13 5066	第二種職業指導員加算17		(17)定員181人以上190人以下	8	
13 5067	第二種職業指導員加算18		(18)定員191人以上	8	
13 5100	第二種重度知的障害児加算	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算 ()	165	
13 5101	第二種重度知的障害児加算		ロ 重度知的障害児支援加算 ()	198	
13 5110	第二種重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111	
13 5120	第二種強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害児特別支援加算		781	
13 5380	第二種入院外泊時加算1	入院・外泊時加算(1日以下)	(1)定員60人以下	320	
13 5381	第二種入院外泊時加算2		(2)定員61人以上90人以下	288	
13 5382	第二種入院外泊時加算3		(3)定員91人以上	252	
13 5383	第二種入院外泊時加算4			243	
13 5384	第二種入院外泊時加算5			160	
13 5385	第二種入院外泊時加算6			154	
13 5386	第二種入院外泊時加算7			144	
13 5387	第二種入院外泊時加算8			139	
13 5388	第二種入院外泊時加算9			126	
13 5389	第二種入院外泊時加算10			122	
13 5390	第二種入院外泊時加算11				
13 5391	第二種入院外泊時加算12				
13 5020	第二種自活訓練加算	自活訓練加算	イ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	337	
13 5021	第二種自活訓練加算		ロ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	448	
13 5340	第二種入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	イ 12日を越える入院期間が7日未満	561	1月1回限度
13 5341	第二種入院時特別支援加算2		ロ 12日を越える入院期間が7日以上	1,122	
13 5130	第二種栄養管理体制加算 1	栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算() (1)定員41人以上50人以下	24	1日につき
13 5131	第二種栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	20	
13 5132	第二種栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	17	
13 5133	第二種栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	15	
13 5134	第二種栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	13	
13 5135	第二種栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	12	
13 5136	第二種栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	10	
13 5137	第二種栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	10	
13 5138	第二種栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	9	
13 5139	第二種栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	8	
13 5140	第二種栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	8	
13 5141	第二種栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	7	
13 5142	第二種栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	7	
13 5143	第二種栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	6	
13 5144	第二種栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	6	
13 5145	第二種栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	6	
13 5200	第二種栄養管理体制加算 1	ロ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	22	
13 5201	第二種栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	18	
13 5202	第二種栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	15	
13 5203	第二種栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	13	
13 5204	第二種栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	12	
13 5205	第二種栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	11	
13 5206	第二種栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	10	
13 5207	第二種栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	9	
13 5208	第二種栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	8	
13 5209	第二種栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	7	
13 5210	第二種栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	7	
13 5211	第二種栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	6	
13 5212	第二種栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	6	
13 5213	第二種栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	6	
13 5214	第二種栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	5	
13 5215	第二種栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	5	
13 5250	第二種栄養管理体制加算 1	ハ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	12	
13 5251	第二種栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	10	
13 5252	第二種栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	8	
13 5253	第二種栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	7	
13 5254	第二種栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	6	
13 5255	第二種栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	6	
13 5256	第二種栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	5	
13 5257	第二種栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	5	
13 5258	第二種栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	4	
13 5259	第二種栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	4	
13 5260	第二種栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	4	
13 5261	第二種栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	3	
13 5262	第二種栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	3	
13 5263	第二種栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	3	
13 5264	第二種栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	3	
13 5265	第二種栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	3	
13 5990	第二種激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
13	8111	第二種1・定超	八 指定 第二種自 閉症児施 設の場合	(1)定員40人以下		利用定員 の数が 利用定員 を超える 場合 × 70%	463	1日につき	
13	8112	第二種1・地公体・定超		662 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		447
13	8121	第二種2・定超		(2)定員41人以上50人以下					445
13	8122	第二種2・地公体・定超		635 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		429
13	8131	第二種3・定超		(3)定員51人以上60人以下					426
13	8132	第二種3・地公体・定超		609 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		412
13	8141	第二種4・定超		(4)定員61人以上70人以下					407
13	8142	第二種4・地公体・定超		582 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		393
13	8151	第二種5・定超		(5)定員71人以上					389
13	8152	第二種5・地公体・定超		555 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		375

4 知的障害児通園施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
21 1111	知障児通園1	知的障害児の場合	(1)定員30人以下	634	1日につき
21 1112	知障児通園1・地公体		634 単位	612	
21 1121	知障児通園2		(2)定員31人以上40人以下	581	
21 1122	知障児通園2・地公体		581 単位	561	
21 1131	知障児通園3		(3)定員41人以上50人以下	526	
21 1132	知障児通園3・地公体		526 単位	508	
21 1141	知障児通園4		(4)定員51人以上60人以下	475	
21 1142	知障児通園4・地公体		475 単位	458	
21 1151	知障児通園5		(5)定員61人以上70人以下	456	
21 1152	知障児通園5・地公体		456 単位	440	
21 1161	知障児通園6		(6)定員71人以上80人以下	437	
21 1162	知障児通園6・地公体		437 単位	422	
21 1171	知障児通園7		(7)定員81人以上	417	
21 1172	知障児通園7・地公体		417 単位	402	
21 1211	知障児通園8	肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下	634	
21 1212	知障児通園8・地公体		634 単位	612	
21 1221	知障児通園9		(2)定員31人以上40人以下	581	
21 1222	知障児通園9・地公体		581 単位	561	
21 1231	知障児通園10		(3)定員41人以上50人以下	526	
21 1232	知障児通園10・地公体		526 単位	508	
21 1241	知障児通園11		(4)定員51人以上60人以下	475	
21 1242	知障児通園11・地公体		475 単位	458	
21 1251	知障児通園12		(5)定員61人以上70人以下	456	
21 1252	知障児通園12・地公体		456 単位	440	
21 1261	知障児通園13		(6)定員71人以上80人以下	437	
21 1262	知障児通園13・地公体		437 単位	422	
21 1271	知障児通園14		(7)定員81人以上	417	
21 1272	知障児通園14・地公体		417 単位	402	
21 1311	知障児通園15	養護幼児の場合	(1)定員30人以下	975	
21 1312	知障児通園15・地公体		975 単位	941	
21 1321	知障児通園16		(2)定員31人以上40人以下	896	
21 1322	知障児通園16・地公体		896 単位	865	
21 1331	知障児通園17		(3)定員41人以上	817	
21 1332	知障児通園17・地公体		817 単位	788	
21 5300	知障児通園幼児加算	幼児加算 (知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象)		253 単位加算	253
21 5350	知障児通園家庭連携加算1	家庭連携加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187
21 5351	知障児通園家庭連携加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280
21 5360	知障児通園訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187
21 5361	知障児通園訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280
21 5310	知障児通園食事提供加算	食事提供加算	イ 食事提供加算()	42 単位加算	42
21 5311	知障児通園食事提供加算		ロ 食事提供加算()	58 単位加算	58
21 5370	知障児通園利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150
21 5130	知障児通園栄養管理体制加算 1	栄養管理 体制加算	イ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	30 単位加算
21 5131	知障児通園栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	25 単位加算	25
21 5132	知障児通園栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	21 単位加算	21
21 5133	知障児通園栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	19 単位加算	19
21 5134	知障児通園栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	16 単位加算	16
21 5135	知障児通園栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	15 単位加算	15
21 5136	知障児通園栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	13 単位加算	13
21 5137	知障児通園栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	12 単位加算	12
21 5138	知障児通園栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	11 単位加算	11
21 5139	知障児通園栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	10 単位加算	10
21 5140	知障児通園栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	10 単位加算	10
21 5141	知障児通園栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	9 単位加算	9
21 5142	知障児通園栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	8 単位加算	8
21 5143	知障児通園栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	8 単位加算	8
21 5144	知障児通園栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	8 単位加算	8
21 5145	知障児通園栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	7 単位加算	7
21 5200	知障児通園栄養管理体制加算 1	ロ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	16 単位加算	16
21 5201	知障児通園栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	13 単位加算	13
21 5202	知障児通園栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	11 単位加算	11
21 5203	知障児通園栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	10 単位加算	10
21 5204	知障児通園栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	9 単位加算	9
21 5205	知障児通園栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	8 単位加算	8
21 5206	知障児通園栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	7 単位加算	7
21 5207	知障児通園栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	6 単位加算	6
21 5208	知障児通園栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	6 単位加算	6
21 5209	知障児通園栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	5 単位加算	5
21 5210	知障児通園栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	5 単位加算	5
21 5211	知障児通園栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	5 単位加算	5
21 5212	知障児通園栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	4 単位加算	4
21 5213	知障児通園栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	4 単位加算	4
21 5214	知障児通園栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	4 単位加算	4
21 5215	知障児通園栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	4 単位加算	4
21 5990	知障児通園激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
21	8111	知障害通園1・定超	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		444	1日につき
21	8112	知障害通園1・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	428	
21	8121	知障害通園2・定超		(2)定員31人以上40人以下		407	
21	8122	知障害通園2・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	393	
21	8131	知障害通園3・定超		(3)定員41人以上50人以下		368	
21	8132	知障害通園3・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	356	
21	8141	知障害通園4・定超		(4)定員51人以上60人以下		333	
21	8142	知障害通園4・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	321	
21	8151	知障害通園5・定超		(5)定員61人以上70人以下		319	
21	8152	知障害通園5・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	308	
21	8161	知障害通園6・定超		(6)定員71人以上80人以下		306	
21	8162	知障害通園6・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	295	
21	8171	知障害通園7・定超		(7)定員81人以上		292	
21	8172	知障害通園7・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	281	
21	8211	知障害通園8・定超	肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下		444	
21	8212	知障害通園8・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	428	
21	8221	知障害通園9・定超		(2)定員31人以上40人以下		407	
21	8222	知障害通園9・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	393	
21	8231	知障害通園10・定超		(3)定員41人以上50人以下		368	
21	8232	知障害通園10・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	356	
21	8241	知障害通園11・定超		(4)定員51人以上60人以下		333	
21	8242	知障害通園11・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	321	
21	8251	知障害通園12・定超		(5)定員61人以上70人以下		319	
21	8252	知障害通園12・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	308	
21	8261	知障害通園13・定超		(6)定員71人以上80人以下		306	
21	8262	知障害通園13・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	295	
21	8271	知障害通園14・定超		(7)定員81人以上		292	
21	8272	知障害通園14・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	281	
21	8311	知障害通園15・定超	養護幼児の場合	(1)定員30人以下		683	
21	8312	知障害通園15・地公体・定超		975 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	659	
21	8321	知障害通園16・定超		(2)定員31人以上40人以下		627	
21	8322	知障害通園16・地公体・定超		896 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	606	
21	8331	知障害通園17・定超		(3)定員41人以上		572	
21	8332	知障害通園17・地公体・定超		817 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	552	

5 盲児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
31	1111	盲児1併設	イ 指定 盲児施設 の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 534 単位	534	1日につき	
31	1112	盲児1併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	515		
31	1113	盲児1単独		(二)当該施設が単独施設		606		
31	1114	盲児1単独・地公体		606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		585
31	1121	盲児2併設		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		407
31	1122	盲児2併設・地公体		(二)当該施設が単独施設		606		
31	1123	盲児2単独		606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		585
31	1124	盲児2単独・地公体		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		407
31	1131	盲児3併設		(二)当該施設が単独施設		606		
31	1132	盲児3併設・地公体		606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		585
31	1133	盲児3本体		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		407
31	1134	盲児3本体・地公体		(二)当該施設が主たる施設		1,250		
31	1135	盲児3単独		1,250 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		1,206
31	1136	盲児3単独・地公体		(三)当該施設が単独施設		606		
31	1141	盲児4併設	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1142	盲児4併設・地公体	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 378 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	378		
31	1143	盲児4本体	(二)当該施設が主たる施設		930			
31	1144	盲児4本体・地公体	930 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	897		
31	1145	盲児4単独	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1146	盲児4単独・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1151	盲児5併設	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 363 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	363		
31	1152	盲児5併設・地公体	(二)当該施設が主たる施設		777			
31	1153	盲児5本体	777 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	750		
31	1154	盲児5本体・地公体	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1155	盲児5単独	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1156	盲児5単独・地公体	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 351 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	351		
31	1161	盲児6併設	(二)当該施設が主たる施設		720			
31	1162	盲児6併設・地公体	720 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	695		
31	1163	盲児6本体	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1164	盲児6本体・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1165	盲児6単独	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 333 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	333		
31	1166	盲児6単独・地公体	(二)当該施設が主たる施設		606			
31	1171	盲児7併設	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1172	盲児7併設・地公体	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1173	盲児7本体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1174	盲児7本体・地公体	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	543		
31	1175	盲児7単独	(二)当該施設が単独施設		543			
31	1176	盲児7単独・地公体	543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	524		
31	1181	盲児8本体	(三)当該施設が単独施設		524			
31	1182	盲児8本体・地公体	543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	524		
31	1183	盲児8単独	(一)当該施設が主たる施設		480			
31	1184	盲児8単独・地公体	480 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	463		
31	1191	盲児9本体	(二)当該施設が単独施設		480			
31	1192	盲児9本体・地公体	480 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	463		
31	1193	盲児9単独	(一)当該施設が主たる施設		466			
31	1194	盲児9単独・地公体	466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	450		
31	1201	盲児10本体	(二)当該施設が単独施設		466			
31	1202	盲児10本体・地公体	466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	450		
31	1203	盲児10単独	(一)当該施設が主たる施設		451			
31	1204	盲児10単独・地公体	451 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	435		
31	1211	盲児11本体	(二)当該施設が単独施設		451			
31	1212	盲児11本体・地公体	451 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	435		
31	1213	盲児11単独	(一)当該施設が主たる施設		436			
31	1214	盲児11単独・地公体	436 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	421		
31	1221	盲児12本体	(二)当該施設が単独施設		436			
31	1222	盲児12本体・地公体	436 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	421		
31	1223	盲児12単独	(一)当該施設が主たる施設		421			
31	1224	盲児12単独・地公体	421 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	406		
31	1231	盲児13本体	(二)当該施設が単独施設		421			
31	1232	盲児13本体・地公体	421 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	406		
31	1233	盲児13単独	(一)当該施設が主たる施設		405			
31	1234	盲児13単独・地公体	405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	391		
31	1241	盲児14本体	(二)当該施設が単独施設		405			
31	1242	盲児14本体・地公体	405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	391		
31	1243	盲児14単独	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	391		
31	1244	盲児14単独・地公体	(二)当該施設が単独施設		405			

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
31	5030	盲児児童指導員加算1併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 344 単位加算	344
31	5031	盲児児童指導員加算1単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57
31	5032	盲児児童指導員加算2併設		ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 172 単位加算	172
31	5033	盲児児童指導員加算2単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57
31	5034	盲児児童指導員加算3併設		ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 114 単位加算	114
31	5035	盲児児童指導員加算3単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57
31	5036	盲児児童指導員加算4併設		ニ 定員16人以上20人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 86 単位加算	86
31	5037	盲児児童指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57
31	5038	盲児児童指導員加算5併設		ホ 定員21人以上25人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 68 単位加算	68
31	5039	盲児児童指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57
31	5040	盲児児童指導員加算6併設		ヘ 定員26人以上30人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 57 単位加算	57
31	5041	盲児児童指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57
31	5042	盲児児童指導員加算7併設		ト 定員31人以上35人以下	(1)当該施設が主たる施設 45 単位加算	45
31	5043	盲児児童指導員加算7単独			(2)当該施設が単独施設 45 単位加算	45
31	5050	盲児職業指導員加算1併設	職業指導員を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 296 単位加算	296
31	5051	盲児職業指導員加算1単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49
31	5052	盲児職業指導員加算2併設		ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 148 単位加算	148
31	5053	盲児職業指導員加算2単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49
31	5054	盲児職業指導員加算3併設		ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 98 単位加算	98
31	5055	盲児職業指導員加算3単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49
31	5056	盲児職業指導員加算4併設		ニ 定員16人以上20人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 73 単位加算	73
31	5057	盲児職業指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49
31	5058	盲児職業指導員加算5併設		ホ 定員21人以上25人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 59 単位加算	59
31	5059	盲児職業指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49
31	5060	盲児職業指導員加算6併設		ヘ 定員26人以上30人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 49 単位加算	49
31	5061	盲児職業指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49
31	5062	盲児職業指導員加算7		ト 定員31人以上40人以下	39 単位加算	39
31	5063	盲児職業指導員加算8		チ 定員41人以上50人以下	29 単位加算	29
31	5064	盲児職業指導員加算9		リ 定員51人以上60人以下	26 単位加算	26
31	5065	盲児職業指導員加算10		ヌ 定員61人以上70人以下	23 単位加算	23
31	5066	盲児職業指導員加算11		ル 定員71人以上80人以下	20 単位加算	20
31	5067	盲児職業指導員加算12		ヲ 定員81人以上90人以下	17 単位加算	17
31	5068	盲児職業指導員加算13		ワ 定員91人以上100人以下	14 単位加算	14
31	5069	盲児職業指導員加算14		カ 定員100人以上110人以下	13 単位加算	13
31	5070	盲児職業指導員加算15		キ 定員111人以上120人以下	12 単位加算	12
31	5071	盲児職業指導員加算16		ク 定員121人以上130人以下	11 単位加算	11
31	5072	盲児職業指導員加算17		ケ 定員131人以上140人以下	10 単位加算	10
31	5073	盲児職業指導員加算18		コ 定員141人以上150人以下	9 単位加算	9
31	5074	盲児職業指導員加算19		サ 定員151人以上160人以下	9 単位加算	9
31	5075	盲児職業指導員加算20		セ 定員161人以上170人以下	9 単位加算	9
31	5076	盲児職業指導員加算21		タ 定員171人以上180人以下	8 単位加算	8
31	5077	盲児職業指導員加算22		チ 定員181人以上190人以下	8 単位加算	8
31	5078	盲児職業指導員加算23		リ 定員191人以上	8 単位加算	8
31	5320	盲児重度盲ろうあ児支援加算	重度盲ろうあ児支援加算	イ 重度盲ろうあ児支援加算()	158 単位加算	158
31	5321	盲児重度盲ろうあ児支援加算		ロ 重度盲ろうあ児支援加算()	189 単位加算	189
31	5110	盲児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111
31	5300	盲児幼児加算	幼児加算		78 単位加算	78
31	5380	盲児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算 (1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 6日目まで	(1)定員60人以下 320 単位	320
31	5381	盲児入院外泊時加算2			地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	309
31	5382	盲児入院外泊時加算3			(2)定員61人以上90人以下 288 単位	288
31	5383	盲児入院外泊時加算4			地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	278
31	5384	盲児入院外泊時加算5			(3)定員91人以上 252 単位	252
31	5385	盲児入院外泊時加算6			地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	243
31	5386	盲児入院外泊時加算7		ロ 7日目から12日目まで	(1)定員60人以下 160 単位	160
31	5387	盲児入院外泊時加算8			地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	154
31	5388	盲児入院外泊時加算9			(2)定員61人以上90人以下 144 単位	144
31	5389	盲児入院外泊時加算10			地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	139
31	5390	盲児入院外泊時加算11			(3)定員91人以上 126 単位	126
31	5391	盲児入院外泊時加算12			126 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	122

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
31	5340	盲児入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が7日未満	561 単位加算	561 月1回限度		
31	5341	盲児入院時特別支援加算2		ロ 12日を超える入院期間が7日以上	1,122 単位加算	1,122		
31	5130	盲児栄養管理体制加算 1	栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下	24 単位加算	24 1日につき	
31	5131	盲児栄養管理体制加算 2			(二)定員51人以上60人以下	20 単位加算	20	
31	5132	盲児栄養管理体制加算 3			(三)定員61人以上70人以下	17 単位加算	17	
31	5133	盲児栄養管理体制加算 4			(四)定員71人以上80人以下	15 単位加算	15	
31	5134	盲児栄養管理体制加算 5			(五)定員81人以上90人以下	13 単位加算	13	
31	5135	盲児栄養管理体制加算 6			(六)定員91人以上100人以下	12 単位加算	12	
31	5136	盲児栄養管理体制加算 7			(七)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10	
31	5137	盲児栄養管理体制加算 8			(八)定員111人以上120人以下	10 単位加算	10	
31	5138	盲児栄養管理体制加算 9			(九)定員121人以上130人以下	9 単位加算	9	
31	5139	盲児栄養管理体制加算 10			(十)定員131人以上140人以下	8 単位加算	8	
31	5140	盲児栄養管理体制加算 11			(十一)定員141人以上150人以下	8 単位加算	8	
31	5141	盲児栄養管理体制加算 12			(十二)定員151人以上160人以下	7 単位加算	7	
31	5142	盲児栄養管理体制加算 13			(十三)定員161人以上170人以下	7 単位加算	7	
31	5143	盲児栄養管理体制加算 14			(十四)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6	
31	5144	盲児栄養管理体制加算 15			(十五)定員181人以上190人以下	6 単位加算	6	
31	5145	盲児栄養管理体制加算 16			(十六)定員191人以上	6 単位加算	6	
31	5200	盲児栄養管理体制加算 1			(2)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下	22 単位加算	22
31	5201	盲児栄養管理体制加算 2				(二)定員51人以上60人以下	18 単位加算	18
31	5202	盲児栄養管理体制加算 3				(三)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15
31	5203	盲児栄養管理体制加算 4				(四)定員71人以上80人以下	13 単位加算	13
31	5204	盲児栄養管理体制加算 5				(五)定員81人以上90人以下	12 単位加算	12
31	5205	盲児栄養管理体制加算 6				(六)定員91人以上100人以下	11 単位加算	11
31	5206	盲児栄養管理体制加算 7				(七)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10
31	5207	盲児栄養管理体制加算 8				(八)定員111人以上120人以下	9 単位加算	9
31	5208	盲児栄養管理体制加算 9				(九)定員121人以上130人以下	8 単位加算	8
31	5209	盲児栄養管理体制加算 10				(十)定員131人以上140人以下	7 単位加算	7
31	5210	盲児栄養管理体制加算 11				(十一)定員141人以上150人以下	7 単位加算	7
31	5211	盲児栄養管理体制加算 12				(十二)定員151人以上160人以下	6 単位加算	6
31	5212	盲児栄養管理体制加算 13				(十三)定員161人以上170人以下	6 単位加算	6
31	5213	盲児栄養管理体制加算 14				(十四)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6
31	5214	盲児栄養管理体制加算 15				(十五)定員181人以上190人以下	5 単位加算	5
31	5215	盲児栄養管理体制加算 16				(十六)定員191人以上	5 単位加算	5
31	5250	盲児栄養管理体制加算 1			(3)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下	12 単位加算	12
31	5251	盲児栄養管理体制加算 2	(二)定員51人以上60人以下	10 単位加算		10		
31	5252	盲児栄養管理体制加算 3	(三)定員61人以上70人以下	8 単位加算		8		
31	5253	盲児栄養管理体制加算 4	(四)定員71人以上80人以下	7 単位加算		7		
31	5254	盲児栄養管理体制加算 5	(五)定員81人以上90人以下	6 単位加算		6		
31	5255	盲児栄養管理体制加算 6	(六)定員91人以上100人以下	6 単位加算		6		
31	5256	盲児栄養管理体制加算 7	(七)定員101人以上110人以下	5 単位加算		5		
31	5257	盲児栄養管理体制加算 8	(八)定員111人以上120人以下	5 単位加算		5		
31	5258	盲児栄養管理体制加算 9	(九)定員121人以上130人以下	4 単位加算		4		
31	5259	盲児栄養管理体制加算 10	(十)定員131人以上140人以下	4 単位加算		4		
31	5260	盲児栄養管理体制加算 11	(十一)定員141人以上150人以下	4 単位加算		4		
31	5261	盲児栄養管理体制加算 12	(十二)定員151人以上160人以下	3 単位加算		3		
31	5262	盲児栄養管理体制加算 13	(十三)定員161人以上170人以下	3 単位加算		3		
31	5263	盲児栄養管理体制加算 14	(十四)定員171人以上180人以下	3 単位加算		3		
31	5264	盲児栄養管理体制加算 15	(十五)定員181人以上190人以下	3 単位加算		3		
31	5265	盲児栄養管理体制加算 16	(十六)定員191人以上	3 単位加算		3		
31	5990	盲児激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算			

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
31	8111	盲児1併設・定超	イ 指定 盲児施設 の場合	(1)定員5人 (-)当該施設に併設する 施設が主たる施設 534 単位 (二)当該施設が単独施設 606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	利用定員 の数が 利用定員 を超える 場合	374 361 424 410 295 285 424 410 295 285 875 844 424 410 265 256 651 628 424 410 254 245 544 525 424 410 246 237 504 487 424 410 380 367 380 367 336 324 336 324 326 315 326 315 316 305 316 305 295 305 295 284 295 284 274 284 274
31	8112	盲児1併設・地公体・定超					
31	8113	盲児1単独・定超					
31	8114	盲児1単独・地公体・定超					
31	8121	盲児2併設・定超					
31	8122	盲児2併設・地公体・定超					
31	8123	盲児2単独・定超					
31	8124	盲児2単独・地公体・定超					
31	8131	盲児3併設・定超					
31	8132	盲児3併設・地公体・定超					
31	8133	盲児3単独・定超					
31	8134	盲児3単独・地公体・定超					
31	8135	盲児3併設・定超					
31	8136	盲児3併設・地公体・定超					
31	8141	盲児4併設・定超					
31	8142	盲児4併設・地公体・定超					
31	8143	盲児4単独・定超					
31	8144	盲児4単独・地公体・定超					
31	8145	盲児4併設・定超					
31	8146	盲児4併設・地公体・定超					
31	8151	盲児5併設・定超					
31	8152	盲児5併設・地公体・定超					
31	8153	盲児5単独・定超					
31	8154	盲児5単独・地公体・定超					
31	8155	盲児5併設・定超					
31	8156	盲児5併設・地公体・定超					
31	8161	盲児6併設・定超					
31	8162	盲児6併設・地公体・定超					
31	8163	盲児6単独・定超					
31	8164	盲児6単独・地公体・定超					
31	8165	盲児6併設・定超					
31	8166	盲児6併設・地公体・定超					
31	8171	盲児7併設・定超					
31	8172	盲児7併設・地公体・定超					
31	8173	盲児7単独・定超					
31	8174	盲児7単独・地公体・定超					
31	8175	盲児7併設・定超					
31	8176	盲児7併設・地公体・定超					
31	8181	盲児8併設・定超					
31	8182	盲児8併設・地公体・定超					
31	8183	盲児8単独・定超					
31	8184	盲児8単独・地公体・定超					
31	8191	盲児9併設・定超					
31	8192	盲児9併設・地公体・定超					
31	8193	盲児9単独・定超					
31	8194	盲児9単独・地公体・定超					
31	8201	盲児10併設・定超					
31	8202	盲児10併設・地公体・定超					
31	8203	盲児10単独・定超					
31	8204	盲児10単独・地公体・定超					
31	8211	盲児11併設・定超					
31	8212	盲児11併設・地公体・定超					
31	8213	盲児11単独・定超					
31	8214	盲児11単独・地公体・定超					
31	8221	盲児12併設・定超					
31	8222	盲児12併設・地公体・定超					
31	8223	盲児12単独・定超					
31	8224	盲児12単独・地公体・定超					
31	8231	盲児13併設・定超					
31	8232	盲児13併設・地公体・定超					
31	8233	盲児13単独・定超					
31	8234	盲児13単独・地公体・定超					
31	8241	盲児14併設・定超					
31	8242	盲児14併設・地公体・定超					
31	8243	盲児14単独・定超					
31	8244	盲児14単独・地公体・定超					

6 ろうあ児施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位									
種類	項目														
32	1111 ろうあ児1併設	ロ 指定する ろうあ児施設 の場合	(1)定員5人 (一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 534 単位 (二)当該施設が単独施設 602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	534	1日につき									
32	1112 ろうあ児1併設・地公体			× 96.5%	515										
32	1113 ろうあ児1単独			602	602										
32	1114 ろうあ児1単独・地公体			× 96.5%	581										
32	1121 ろうあ児2併設			(2)定員 6人以上 9人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 442 単位 (二)当該施設が単独施設 602 単位		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	442							
32	1122 ろうあ児2併設・地公体						× 96.5%	427							
32	1123 ろうあ児2単独						602	602							
32	1124 ろうあ児2単独・地公体						× 96.5%	581							
32	1131 ろうあ児3併設						(3)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 442 単位 (二)当該施設が主たる施設 1,240 単位 (三)当該施設が単独施設 602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	442					
32	1132 ろうあ児3併設・地公体								× 96.5%	427					
32	1133 ろうあ児3本体								1,240	1,240					
32	1134 ろうあ児3本体・地公体								× 96.5%	1,197					
32	1135 ろうあ児3単独								602	602					
32	1136 ろうあ児3単独・地公体								× 96.5%	581					
32	1141 ろうあ児4併設								(4)定員 11人以上 15人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 379 単位 (二)当該施設が主たる施設 923 単位 (三)当該施設が単独施設 602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	379			
32	1142 ろうあ児4併設・地公体										× 96.5%	366			
32	1143 ろうあ児4本体										923	923			
32	1144 ろうあ児4本体・地公体										× 96.5%	891			
32	1145 ろうあ児4単独										602	602			
32	1146 ろうあ児4単独・地公体										× 96.5%	581			
32	1151 ろうあ児5併設										(5)定員 16人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 366 単位 (二)当該施設が主たる施設 775 単位 (三)当該施設が単独施設 602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	366	
32	1152 ろうあ児5併設・地公体												× 96.5%	353	
32	1153 ろうあ児5本体												775	775	
32	1154 ろうあ児5本体・地公体												× 96.5%	748	
32	1155 ろうあ児5単独	602	602												
32	1156 ろうあ児5単独・地公体	× 96.5%	581												
32	1161 ろうあ児6併設	(6)定員 21人以上 25人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 348 単位 (二)当該施設が主たる施設 675 単位 (三)当該施設が単独施設 602 単位			地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合							348		
32	1162 ろうあ児6併設・地公体					× 96.5%							336		
32	1163 ろうあ児6本体			675	675										
32	1164 ろうあ児6本体・地公体			× 96.5%	651										
32	1165 ろうあ児6単独			602	602										
32	1166 ろうあ児6単独・地公体			× 96.5%	581										
32	1171 ろうあ児7併設			(7)定員 26人以上 30人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 336 単位 (二)当該施設が主たる施設 602 単位 (三)当該施設が単独施設 602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	336								
32	1172 ろうあ児7併設・地公体					× 96.5%	324								
32	1173 ろうあ児7本体					602	602								
32	1174 ろうあ児7本体・地公体					× 96.5%	581								
32	1175 ろうあ児7単独					602	602								
32	1176 ろうあ児7単独・地公体					× 96.5%	581								
32	1181 ろうあ児8本体					(8)定員 31人以上 40人以下	(一)当該施設が主たる施設 540 単位 (二)当該施設が単独施設 540 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	540						
32	1182 ろうあ児8本体・地公体							× 96.5%	521						
32	1183 ろうあ児8単独							540	540						
32	1184 ろうあ児8単独・地公体							× 96.5%	521						
32	1191 ろうあ児9本体							(9)定員 41人以上 50人以下	(一)当該施設が主たる施設 477 単位 (二)当該施設が単独施設 477 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合			477		
32	1192 ろうあ児9本体・地公体									× 96.5%			460		
32	1193 ろうあ児9単独									477	477				
32	1194 ろうあ児9単独・地公体									× 96.5%	460				
32	1201 ろうあ児10本体									(10)定員 51人以上 60人以下	(一)当該施設が主たる施設 463 単位 (二)当該施設が単独施設 463 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	463		
32	1202 ろうあ児10本体・地公体											× 96.5%	447		
32	1203 ろうあ児10単独											463	463		
32	1204 ろうあ児10単独・地公体											× 96.5%	447		
32	1211 ろうあ児11本体	(11)定員 61人以上 70人以下	(一)当該施設が主たる施設 449 単位 (二)当該施設が単独施設 449 単位									地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	449		
32	1212 ろうあ児11本体・地公体											× 96.5%	433		
32	1213 ろうあ児11単独											449	449		
32	1214 ろうあ児11単独・地公体											× 96.5%	433		
32	1221 ろうあ児12本体											(12)定員 71人以上 80人以下	(一)当該施設が主たる施設 434 単位 (二)当該施設が単独施設 434 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	434
32	1222 ろうあ児12本体・地公体													× 96.5%	419
32	1223 ろうあ児12単独			434	434										
32	1224 ろうあ児12単独・地公体			× 96.5%	419										
32	1231 ろうあ児13本体			(13)定員 81人以上 90人以下	(一)当該施設が主たる施設 419 単位 (二)当該施設が単独施設 419 単位									地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	419
32	1232 ろうあ児13本体・地公体													× 96.5%	404
32	1233 ろうあ児13単独													419	419
32	1234 ろうあ児13単独・地公体													× 96.5%	404
32	1241 ろうあ児14本体					(14)定員 91人以上	(一)当該施設が主たる施設 404 単位 (二)当該施設が単独施設 404 単位							地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	404
32	1242 ろうあ児14本体・地公体													× 96.5%	390
32	1243 ろうあ児14単独													404	404
32	1244 ろうあ児14単独・地公体													× 96.5%	390

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
32 5030	ろうあ児児童指導員加算1併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 344 単位加算	344			
32 5031	ろうあ児児童指導員加算1単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57			
32 5032	ろうあ児児童指導員加算2併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 172 単位加算	172			
32 5033	ろうあ児児童指導員加算2単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57			
32 5034	ろうあ児児童指導員加算3併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 114 単位加算	114			
32 5035	ろうあ児児童指導員加算3単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57			
32 5036	ろうあ児児童指導員加算4併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	ニ 定員16人以上20人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 86 単位加算	86			
32 5037	ろうあ児児童指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57			
32 5038	ろうあ児児童指導員加算5併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	ホ 定員21人以上25人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 68 単位加算	68			
32 5039	ろうあ児児童指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57			
32 5040	ろうあ児児童指導員加算6併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	ヘ 定員26人以上30人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 57 単位加算	57			
32 5041	ろうあ児児童指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57			
32 5042	ろうあ児児童指導員加算7併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	ト 定員31人以上35人以下	(1)当該施設が主たる施設 45 単位加算	45			
32 5043	ろうあ児児童指導員加算7単独			(2)当該施設が単独施設 45 単位加算	45			
32 5050	ろうあ児職業指導員加算1併設	職業指導員を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 296 単位加算	296			
32 5051	ろうあ児職業指導員加算1単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49			
32 5052	ろうあ児職業指導員加算2併設	職業指導員を配置している場合	ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 148 単位加算	148			
32 5053	ろうあ児職業指導員加算2単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49			
32 5054	ろうあ児職業指導員加算3併設	職業指導員を配置している場合	ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 98 単位加算	98			
32 5055	ろうあ児職業指導員加算3単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49			
32 5056	ろうあ児職業指導員加算4併設	職業指導員を配置している場合	ニ 定員16人以上20人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 73 単位加算	73			
32 5057	ろうあ児職業指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49			
32 5058	ろうあ児職業指導員加算5併設	職業指導員を配置している場合	ホ 定員21人以上25人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 59 単位加算	59			
32 5059	ろうあ児職業指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49			
32 5060	ろうあ児職業指導員加算6併設	職業指導員を配置している場合	ヘ 定員26人以上30人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 49 単位加算	49			
32 5061	ろうあ児職業指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49			
32 5062	ろうあ児職業指導員加算7	職業指導員を配置している場合	ト 定員31人以上40人以下	39 単位加算	39			
32 5063	ろうあ児職業指導員加算8			チ 定員41人以上50人以下 29 単位加算	29			
32 5064	ろうあ児職業指導員加算9	職業指導員を配置している場合	リ 定員51人以上60人以下	26 単位加算	26			
32 5065	ろうあ児職業指導員加算10			ヌ 定員61人以上70人以下 23 単位加算	23			
32 5066	ろうあ児職業指導員加算11	職業指導員を配置している場合	ル 定員71人以上80人以下	20 単位加算	20			
32 5067	ろうあ児職業指導員加算12			ヲ 定員81人以上90人以下 17 単位加算	17			
32 5068	ろうあ児職業指導員加算13	職業指導員を配置している場合	ワ 定員91人以上100人以下	14 単位加算	14			
32 5069	ろうあ児職業指導員加算14			カ 定員100人以上110人以下 13 単位加算	13			
32 5070	ろうあ児職業指導員加算15	職業指導員を配置している場合	日 定員111人以上120人以下	12 単位加算	12			
32 5071	ろうあ児職業指導員加算16			ケ 定員121人以上130人以下 11 単位加算	11			
32 5072	ろうあ児職業指導員加算17	職業指導員を配置している場合	シ 定員131人以上140人以下	10 単位加算	10			
32 5073	ろうあ児職業指導員加算18			ソ 定員141人以上150人以下 9 単位加算	9			
32 5074	ろうあ児職業指導員加算19	職業指導員を配置している場合	ツ 定員151人以上160人以下	9 単位加算	9			
32 5075	ろうあ児職業指導員加算20			ネ 定員161人以上170人以下 9 単位加算	9			
32 5076	ろうあ児職業指導員加算21	職業指導員を配置している場合	チ 定員171人以上180人以下	8 単位加算	8			
32 5077	ろうあ児職業指導員加算22			ヲ 定員181人以上190人以下 8 単位加算	8			
32 5078	ろうあ児職業指導員加算23	職業指導員を配置している場合	ム 定員191人以上	8 単位加算	8			
32 5320	ろうあ児重度盲ろうあ児支援加算		重度盲ろうあ児支援加算	イ 重度盲ろうあ児支援加算()	143 単位加算	143		
32 5321	ろうあ児重度盲ろうあ児支援加算	重度盲ろうあ児支援加算	ロ 重度盲ろうあ児支援加算()	171 単位加算	171			
32 5110	ろうあ児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111			
32 5300	ろうあ児幼児加算	幼児加算		78 単位加算	78			
32 5380	ろうあ児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算(1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 6日目まで	(1)定員60人以下	320 単位	320		
32 5381	ろうあ児入院外泊時加算2			地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	(2)定員61人以上90人以下	288 単位	309	
32 5382	ろうあ児入院外泊時加算3				(3)定員91人以上	252 単位	288	
32 5383	ろうあ児入院外泊時加算4				地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	(1)定員60人以下	160 単位	278
32 5384	ろうあ児入院外泊時加算5					(2)定員61人以上90人以下	144 単位	252
32 5385	ろうあ児入院外泊時加算6					(3)定員91人以上	126 単位	243
32 5386	ろうあ児入院外泊時加算7		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%			(1)定員60人以下	160 単位	160
32 5387	ろうあ児入院外泊時加算8			(2)定員61人以上90人以下		144 単位	154	
32 5388	ろうあ児入院外泊時加算9			(3)定員91人以上		126 単位	144	
32 5389	ろうあ児入院外泊時加算10			地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	(1)定員60人以下	160 単位	139	
32 5390	ろうあ児入院外泊時加算11				(2)定員61人以上90人以下	144 単位	126	
32 5391	ろうあ児入院外泊時加算12				(3)定員91人以上	126 単位	122	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
32	5340	ろうあ児入院時特別支援加算 1	入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が7日未満	561 単位加算	561 月1回限度		
32	5341	ろうあ児入院時特別支援加算 2		ロ 12日を超える入院期間が7日以上	1,122 単位加算	1,122		
32	5130	ろうあ児栄養管理体制加算 1	栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下	24 単位加算	24 1日につき	
32	5131	ろうあ児栄養管理体制加算 2			(二)定員51人以上60人以下	20 単位加算	20	
32	5132	ろうあ児栄養管理体制加算 3			(三)定員61人以上70人以下	17 単位加算	17	
32	5133	ろうあ児栄養管理体制加算 4			(四)定員71人以上80人以下	15 単位加算	15	
32	5134	ろうあ児栄養管理体制加算 5			(五)定員81人以上90人以下	13 単位加算	13	
32	5135	ろうあ児栄養管理体制加算 6			(六)定員91人以上100人以下	12 単位加算	12	
32	5136	ろうあ児栄養管理体制加算 7			(七)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10	
32	5137	ろうあ児栄養管理体制加算 8			(八)定員111人以上120人以下	10 単位加算	10	
32	5138	ろうあ児栄養管理体制加算 9			(九)定員121人以上130人以下	9 単位加算	9	
32	5139	ろうあ児栄養管理体制加算 10			(十)定員131人以上140人以下	8 単位加算	8	
32	5140	ろうあ児栄養管理体制加算 11			(十一)定員141人以上150人以下	8 単位加算	8	
32	5141	ろうあ児栄養管理体制加算 12			(十二)定員151人以上160人以下	7 単位加算	7	
32	5142	ろうあ児栄養管理体制加算 13			(十三)定員161人以上170人以下	7 単位加算	7	
32	5143	ろうあ児栄養管理体制加算 14			(十四)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6	
32	5144	ろうあ児栄養管理体制加算 15			(十五)定員181人以上190人以下	6 単位加算	6	
32	5145	ろうあ児栄養管理体制加算 16			(十六)定員191人以上	6 単位加算	6	
32	5200	ろうあ児栄養管理体制加算 1			(2)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下	22 単位加算	22
32	5201	ろうあ児栄養管理体制加算 2				(二)定員51人以上60人以下	18 単位加算	18
32	5202	ろうあ児栄養管理体制加算 3				(三)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15
32	5203	ろうあ児栄養管理体制加算 4				(四)定員71人以上80人以下	13 単位加算	13
32	5204	ろうあ児栄養管理体制加算 5				(五)定員81人以上90人以下	12 単位加算	12
32	5205	ろうあ児栄養管理体制加算 6				(六)定員91人以上100人以下	11 単位加算	11
32	5206	ろうあ児栄養管理体制加算 7				(七)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10
32	5207	ろうあ児栄養管理体制加算 8				(八)定員111人以上120人以下	9 単位加算	9
32	5208	ろうあ児栄養管理体制加算 9				(九)定員121人以上130人以下	8 単位加算	8
32	5209	ろうあ児栄養管理体制加算 10				(十)定員131人以上140人以下	7 単位加算	7
32	5210	ろうあ児栄養管理体制加算 11				(十一)定員141人以上150人以下	7 単位加算	7
32	5211	ろうあ児栄養管理体制加算 12				(十二)定員151人以上160人以下	6 単位加算	6
32	5212	ろうあ児栄養管理体制加算 13				(十三)定員161人以上170人以下	6 単位加算	6
32	5213	ろうあ児栄養管理体制加算 14				(十四)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6
32	5214	ろうあ児栄養管理体制加算 15				(十五)定員181人以上190人以下	5 単位加算	5
32	5215	ろうあ児栄養管理体制加算 16				(十六)定員191人以上	5 単位加算	5
32	5250	ろうあ児栄養管理体制加算 1				(3)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下	12 単位加算
32	5251	ろうあ児栄養管理体制加算 2	(二)定員51人以上60人以下	10 単位加算			10	
32	5252	ろうあ児栄養管理体制加算 3	(三)定員61人以上70人以下	8 単位加算			8	
32	5253	ろうあ児栄養管理体制加算 4	(四)定員71人以上80人以下	7 単位加算			7	
32	5254	ろうあ児栄養管理体制加算 5	(五)定員81人以上90人以下	6 単位加算			6	
32	5255	ろうあ児栄養管理体制加算 6	(六)定員91人以上100人以下	6 単位加算			6	
32	5256	ろうあ児栄養管理体制加算 7	(七)定員101人以上110人以下	5 単位加算			5	
32	5257	ろうあ児栄養管理体制加算 8	(八)定員111人以上120人以下	5 単位加算			5	
32	5258	ろうあ児栄養管理体制加算 9	(九)定員121人以上130人以下	4 単位加算			4	
32	5259	ろうあ児栄養管理体制加算 10	(十)定員131人以上140人以下	4 単位加算			4	
32	5260	ろうあ児栄養管理体制加算 11	(十一)定員141人以上150人以下	4 単位加算			4	
32	5261	ろうあ児栄養管理体制加算 12	(十二)定員151人以上160人以下	3 単位加算			3	
32	5262	ろうあ児栄養管理体制加算 13	(十三)定員161人以上170人以下	3 単位加算			3	
32	5263	ろうあ児栄養管理体制加算 14	(十四)定員171人以上180人以下	3 単位加算			3	
32	5264	ろうあ児栄養管理体制加算 15	(十五)定員181人以上190人以下	3 単位加算			3	
32	5265	ろうあ児栄養管理体制加算 16	(十六)定員191人以上	3 単位加算			3	
32	5990	ろうあ児激変緩和加算	激変緩和加算			単位加算		

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位数
種類	項目					
32	8111	ろうあ児1併設・定超	ロ 指定する ろうあ児施設 の場合	(1)定員5人 (一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 534 単位		374
32	8112	ろうあ児1併設・地公体・定超		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	361
32	8113	ろうあ児1単独・定超		(二)当該施設が単独施設		421
32	8114	ろうあ児1単独・地公体・定超		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8121	ろうあ児2併設・定超				407
32	8122	ろうあ児2併設・地公体・定超		(1)当該施設に併設する 施設が主たる施設 442 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8123	ろうあ児2単独・定超		(二)当該施設が単独施設		309
32	8124	ろうあ児2単独・地公体・定超		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8131	ろうあ児3併設・定超				421
32	8132	ろうあ児3併設・地公体・定超		(1)当該施設に併設する 施設が主たる施設 442 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8133	ろうあ児3単独・定超		(二)当該施設が主たる施設		299
32	8134	ろうあ児3単独・地公体・定超		1,240 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8135	ろうあ児3併設・定超		(三)当該施設が単独施設		421
32	8136	ろうあ児3併設・地公体・定超		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8141	ろうあ児4併設・定超				407
32	8142	ろうあ児4併設・地公体・定超		(1)当該施設に併設する 施設が主たる施設 379 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8143	ろうあ児4単独・定超		(二)当該施設が主たる施設		265
32	8144	ろうあ児4単独・地公体・定超		923 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8145	ろうあ児4併設・定超		(三)当該施設が単独施設		256
32	8146	ろうあ児4併設・地公体・定超		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8151	ろうあ児5併設・定超				646
32	8152	ろうあ児5併設・地公体・定超		(1)当該施設に併設する 施設が主たる施設 366 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8153	ろうあ児5単独・定超		(二)当該施設が主たる施設		624
32	8154	ろうあ児5単独・地公体・定超		775 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8155	ろうあ児5併設・定超		(三)当該施設が単独施設		421
32	8156	ろうあ児5併設・地公体・定超		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8161	ろうあ児6併設・定超				407
32	8162	ろうあ児6併設・地公体・定超		(1)当該施設に併設する 施設が主たる施設 348 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8163	ろうあ児6単独・定超		(二)当該施設が主たる施設		244
32	8164	ろうあ児6単独・地公体・定超		675 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8165	ろうあ児6併設・定超		(三)当該施設が単独施設		235
32	8166	ろうあ児6併設・地公体・定超		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8171	ろうあ児7併設・定超				473
32	8172	ろうあ児7併設・地公体・定超		(1)当該施設に併設する 施設が主たる施設 336 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8173	ろうあ児7単独・定超		(二)当該施設が主たる施設		456
32	8174	ろうあ児7単独・地公体・定超		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8175	ろうあ児7併設・定超		(三)当該施設が単独施設		421
32	8176	ろうあ児7併設・地公体・定超		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8181	ろうあ児8併設・定超				407
32	8182	ろうあ児8併設・地公体・定超		(1)当該施設が主たる施設		421
32	8183	ろうあ児8単独・定超		540 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8184	ろうあ児8併設・定超		(二)当該施設が単独施設		378
32	8189	ろうあ児8併設・地公体・定超		540 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8191	ろうあ児9併設・定超				365
32	8192	ろうあ児9併設・地公体・定超		(1)当該施設が主たる施設		378
32	8193	ろうあ児9単独・定超		477 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8194	ろうあ児9併設・定超		(二)当該施設が単独施設		365
32	8201	ろうあ児10併設・定超		477 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8202	ろうあ児10併設・地公体・定超				334
32	8203	ろうあ児10単独・定超		(1)当該施設が主たる施設		322
32	8204	ろうあ児10単独・地公体・定超		463 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8211	ろうあ児11併設・定超		(二)当該施設が単独施設		334
32	8212	ろうあ児11併設・地公体・定超		463 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8213	ろうあ児11単独・定超				314
32	8214	ろうあ児11単独・地公体・定超		(1)当該施設が主たる施設		314
32	8221	ろうあ児12併設・定超		449 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8222	ろうあ児12併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設		303
32	8223	ろうあ児12単独・定超		434 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8224	ろうあ児12単独・地公体・定超				314
32	8231	ろうあ児13併設・定超		(1)当該施設が主たる施設		304
32	8232	ろうあ児13併設・地公体・定超		434 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8233	ろうあ児13単独・定超		(二)当該施設が単独施設		293
32	8234	ろうあ児13単独・地公体・定超		419 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8241	ろうあ児14併設・定超				293
32	8242	ろうあ児14併設・地公体・定超		(1)当該施設が主たる施設		283
32	8243	ろうあ児14単独・定超		404 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%
32	8244	ろうあ児14単独・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設		293
				404 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%

7 難聴幼児通園施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
33 1111	難聴幼児1	難聴幼児の場合	(一)定員30人以下	975	1日につき	
33 1112	難聴幼児1・地公体		975 単位	× 96.5%		941
33 1121	難聴幼児2		(二)定員31人以上40人以下			896
33 1122	難聴幼児2・地公体		896 単位	× 96.5%		865
33 1131	難聴幼児3		(三)定員41人以上			817
33 1132	難聴幼児3・地公体		817 単位	× 96.5%		788
33 1211	難聴幼児4		(一)定員30人以下			634
33 1212	難聴幼児4・地公体		634 単位	× 96.5%		612
33 1221	難聴幼児5		(二)定員31人以上40人以下			581
33 1222	難聴幼児5・地公体		581 単位	× 96.5%		561
33 1231	難聴幼児6	(三)定員41人以上50人以下		526		
33 1232	難聴幼児6・地公体	526 単位	× 96.5%	508		
33 1241	難聴幼児7	(四)定員51人以上60人以下		475		
33 1242	難聴幼児7・地公体	475 単位	× 96.5%	458		
33 1251	難聴幼児8	(五)定員61人以上70人以下		456		
33 1252	難聴幼児8・地公体	456 単位	× 96.5%	440		
33 1261	難聴幼児9	(六)定員71人以上80人以下		437		
33 1262	難聴幼児9・地公体	437 単位	× 96.5%	422		
33 1271	難聴幼児10	(七)定員81人以上		417		
33 1272	難聴幼児10・地公体	417 単位	× 96.5%	402		
33 1311	難聴幼児11	肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下		634	
33 1312	難聴幼児11・地公体		634 単位	× 96.5%	612	
33 1321	難聴幼児12		(二)定員31人以上40人以下		581	
33 1322	難聴幼児12・地公体		581 単位	× 96.5%	561	
33 1331	難聴幼児13		(三)定員41人以上50人以下		526	
33 1332	難聴幼児13・地公体		526 単位	× 96.5%	508	
33 1341	難聴幼児14		(四)定員51人以上60人以下		475	
33 1342	難聴幼児14・地公体		475 単位	× 96.5%	458	
33 1351	難聴幼児15		(五)定員61人以上70人以下		456	
33 1352	難聴幼児15・地公体		456 単位	× 96.5%	440	
33 1361	難聴幼児16		(六)定員71人以上80人以下		437	
33 1362	難聴幼児16・地公体		437 単位	× 96.5%	422	
33 1371	難聴幼児17		(七)定員81人以上		417	
33 1372	難聴幼児17・地公体		417 単位	× 96.5%	402	
33 5300	難聴幼児幼児加算		幼児加算 (知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象)	253 単位加算	253	
33 5350	難聴幼児家庭連携加算1		家庭連携加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187
33 5351	難聴幼児家庭連携加算2			(2)1時間以上	280 単位加算	280
33 5360	難聴幼児訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
33 5361	難聴幼児訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
33 5310	難聴幼児食事提供加算	食事提供加算	イ 食事提供加算 ()	42 単位加算	42	
33 5311	難聴幼児食事提供加算		ロ 食事提供加算 ()	58 単位加算	58	
33 5370	難聴幼児利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算	150 単位加算	150	1月1回限度	
33 5130	難聴幼児栄養管理体制加算 1	栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算 ()	(一)定員41人以上50人以下	30 単位加算	
33 5131	難聴幼児栄養管理体制加算 2		(二)定員51人以上60人以下	25 単位加算	25	
33 5132	難聴幼児栄養管理体制加算 3		(三)定員61人以上70人以下	21 単位加算	21	
33 5133	難聴幼児栄養管理体制加算 4		(四)定員71人以上80人以下	19 単位加算	19	
33 5134	難聴幼児栄養管理体制加算 5		(五)定員81人以上90人以下	16 単位加算	16	
33 5135	難聴幼児栄養管理体制加算 6		(六)定員91人以上100人以下	15 単位加算	15	
33 5136	難聴幼児栄養管理体制加算 7		(七)定員101人以上110人以下	13 単位加算	13	
33 5137	難聴幼児栄養管理体制加算 8		(八)定員111人以上120人以下	12 単位加算	12	
33 5138	難聴幼児栄養管理体制加算 9		(九)定員121人以上130人以下	11 単位加算	11	
33 5139	難聴幼児栄養管理体制加算 10		(十)定員131人以上140人以下	10 単位加算	10	
33 5140	難聴幼児栄養管理体制加算 11		(十一)定員141人以上150人以下	10 単位加算	10	
33 5141	難聴幼児栄養管理体制加算 12		(十二)定員151人以上160人以下	9 単位加算	9	
33 5142	難聴幼児栄養管理体制加算 13		(十三)定員161人以上170人以下	8 単位加算	8	
33 5143	難聴幼児栄養管理体制加算 14		(十四)定員171人以上180人以下	8 単位加算	8	
33 5144	難聴幼児栄養管理体制加算 15		(十五)定員181人以上190人以下	8 単位加算	8	
33 5145	難聴幼児栄養管理体制加算 16		(十六)定員191人以上	7 単位加算	7	
33 5200	難聴幼児栄養管理体制加算 1		(2)栄養管理体制加算 ()	(一)定員41人以上50人以下	16 単位加算	16
33 5201	難聴幼児栄養管理体制加算 2			(二)定員51人以上60人以下	13 単位加算	13
33 5202	難聴幼児栄養管理体制加算 3			(三)定員61人以上70人以下	11 単位加算	11
33 5203	難聴幼児栄養管理体制加算 4			(四)定員71人以上80人以下	10 単位加算	10
33 5204	難聴幼児栄養管理体制加算 5			(五)定員81人以上90人以下	9 単位加算	9
33 5205	難聴幼児栄養管理体制加算 6			(六)定員91人以上100人以下	8 単位加算	8
33 5206	難聴幼児栄養管理体制加算 7			(七)定員101人以上110人以下	7 単位加算	7
33 5207	難聴幼児栄養管理体制加算 8			(八)定員111人以上120人以下	6 単位加算	6
33 5208	難聴幼児栄養管理体制加算 9			(九)定員121人以上130人以下	6 単位加算	6
33 5209	難聴幼児栄養管理体制加算 10			(十)定員131人以上140人以下	5 単位加算	5
33 5210	難聴幼児栄養管理体制加算 11			(十一)定員141人以上150人以下	5 単位加算	5
33 5211	難聴幼児栄養管理体制加算 12			(十二)定員151人以上160人以下	5 単位加算	5
33 5212	難聴幼児栄養管理体制加算 13			(十三)定員161人以上170人以下	4 単位加算	4
33 5213	難聴幼児栄養管理体制加算 14			(十四)定員171人以上180人以下	4 単位加算	4
33 5214	難聴幼児栄養管理体制加算 15			(十五)定員181人以上190人以下	4 単位加算	4
33 5215	難聴幼児栄養管理体制加算 16			(十六)定員191人以上	4 単位加算	4
33 5990	難聴幼児激変緩和加算	激変緩和加算				

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
33	8111	難聴幼児1・定超	難聴幼児の場合	(一)定員30人以下		利用定員の数が利用定員を超える場合 × 70%	683
33	8112	難聴幼児1・地公体・定超		975 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		659
33	8121	難聴幼児2・定超		(二)定員31人以上40人以下			627
33	8122	難聴幼児2・地公体・定超		896 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		606
33	8131	難聴幼児3・定超		(三)定員41人以上			572
33	8132	難聴幼児3・地公体・定超		817 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		552
33	8211	難聴幼児4・定超	知的障害児の場合	(一)定員30人以下			444
33	8212	難聴幼児4・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	428	
33	8221	難聴幼児5・定超		(二)定員31人以上40人以下		407	
33	8222	難聴幼児5・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	393	
33	8231	難聴幼児6・定超		(三)定員41人以上50人以下		368	
33	8232	難聴幼児6・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	356	
33	8241	難聴幼児7・定超		(四)定員51人以上60人以下		333	
33	8242	難聴幼児7・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	321	
33	8251	難聴幼児8・定超		(五)定員61人以上70人以下		319	
33	8252	難聴幼児8・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	308	
33	8261	難聴幼児9・定超		(六)定員71人以上80人以下		306	
33	8262	難聴幼児9・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	295	
33	8271	難聴幼児10・定超		(七)定員81人以上		292	
33	8272	難聴幼児10・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	281	
33	8311	難聴幼児11・定超	肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下			444
33	8312	難聴幼児11・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	428	
33	8321	難聴幼児12・定超		(二)定員31人以上40人以下		407	
33	8322	難聴幼児12・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	393	
33	8331	難聴幼児13・定超		(三)定員41人以上50人以下		368	
33	8332	難聴幼児13・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	356	
33	8341	難聴幼児14・定超		(四)定員51人以上60人以下		333	
33	8342	難聴幼児14・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	321	
33	8351	難聴幼児15・定超		(五)定員61人以上70人以下		319	
33	8352	難聴幼児15・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	308	
33	8361	難聴幼児16・定超		(六)定員71人以上80人以下		306	
33	8362	難聴幼児16・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	295	
33	8371	難聴幼児17・定超		(七)定員81人以上		292	
33	8372	難聴幼児17・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	281	

8 肢体不自由児施設(入所)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
41	1111	肢体入所	イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合		136	1日につき	
41	1112	肢体入所・地公体	136 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%		131
41	5330	肢体入所乳幼児加算	乳幼児加算		70 単位加算		70
41	5320	肢体入所重度肢体不自由児支援加算	重度肢体不自由児支援加算		198 単位加算		198
41	5110	肢体入所重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算		111
41	5990	肢体入所激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
41	8111	肢体入所・定超	イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合		95	1日につき
41	8112	肢体入所・地公体・定超	136 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5% 超える場合 × 70%	

9 肢体不自由児施設(通所)給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
42	1111 肢体通所1	肢体不自由児の場合		303	1日につき	
42	1112 肢体通所1・地公体	303 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	292	
42	1211 肢体通所2	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		634	
42	1212 肢体通所2・地公体		634 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	612
42	1221 肢体通所3		(2)定員31人以上40人以下		581	
42	1222 肢体通所3・地公体		581 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	561
42	1231 肢体通所4		(3)定員41人以上50人以下		526	
42	1232 肢体通所4・地公体		526 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	508
42	1241 肢体通所5		(4)定員51人以上60人以下		475	
42	1242 肢体通所5・地公体		475 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	458
42	1251 肢体通所6		(5)定員61人以上70人以下		456	
42	1252 肢体通所6・地公体		456 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	440
42	1261 肢体通所7		(6)定員71人以上80人以下		437	
42	1262 肢体通所7・地公体		437 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	422
42	1271 肢体通所8		(7)定員81人以上		417	
42	1272 肢体通所8・地公体		417 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	402
42	1311 肢体通所9	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下		975	
42	1312 肢体通所9・地公体		975 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	941
42	1321 肢体通所10		(2)定員31人以上40人以下		896	
42	1322 肢体通所10・地公体		896 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	865
42	1331 肢体通所11		(3)定員41人以上		817	
42	1332 肢体通所11・地公体	817 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	788	
42	5300 肢体通所幼児加算	幼児加算 (知的障害児の場合のみ対象)		253 単位加算	253	
42	5350 肢体通所家庭運搬加算1	家庭運搬加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
42	5351 肢体通所家庭運搬加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
42	5360 肢体通所訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
42	5361 肢体通所訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
42	5310 肢体通所食事提供加算	食事提供加算	イ 食事提供加算()	42 単位加算	42	
42	5311 肢体通所食事提供加算		ロ 食事提供加算()	58 単位加算	58	
42	5370 肢体通所利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150	
42	5990 肢体通所激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	1日につき	

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
42	8111 肢体通所1・定超	肢体不自由児の場合		212	1日につき	
42	8112 肢体通所1・地公体・定超	303 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	204	
42	8211 肢体通所2・定超	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		444	
42	8212 肢体通所2・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	428
42	8221 肢体通所3・定超		(2)定員31人以上40人以下		407	
42	8222 肢体通所3・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	393
42	8231 肢体通所4・定超		(3)定員41人以上50人以下		368	
42	8232 肢体通所4・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	356
42	8241 肢体通所5・定超		(4)定員51人以上60人以下		333	
42	8242 肢体通所5・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	321
42	8251 肢体通所6・定超		(5)定員61人以上70人以下		319	
42	8252 肢体通所6・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	308
42	8261 肢体通所7・定超		(6)定員71人以上80人以下		306	
42	8262 肢体通所7・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	295
42	8271 肢体通所8・定超		(7)定員81人以上		292	
42	8272 肢体通所8・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	281
42	8311 肢体通所9・定超	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下		683	
42	8312 肢体通所9・地公体・定超		975 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	659
42	8321 肢体通所10・定超		(2)定員31人以上40人以下		627	
42	8322 肢体通所10・地公体・定超		896 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	606
42	8331 肢体通所11・定超		(3)定員41人以上		572	
42	8332 肢体通所11・地公体・定超	817 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	552	

11 肢体不自由児通園施設付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
44	1111 肢体通園1	肢体不自由児の場合		303	1日につき	
44	1112 肢体通園1・地公体	303 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	292	
44	1211 肢体通園2	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		634	
44	1212 肢体通園2・地公体		634 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	612
44	1221 肢体通園3		(2)定員31人以上40人以下		581	
44	1222 肢体通園3・地公体		581 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	561
44	1231 肢体通園4		(3)定員41人以上50人以下		526	
44	1232 肢体通園4・地公体		526 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	508
44	1241 肢体通園5		(4)定員51人以上60人以下		475	
44	1242 肢体通園5・地公体		475 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	458
44	1251 肢体通園6		(5)定員61人以上70人以下		456	
44	1252 肢体通園6・地公体		456 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	440
44	1261 肢体通園7		(6)定員71人以上80人以下		437	
44	1262 肢体通園7・地公体		437 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	422
44	1271 肢体通園8		(7)定員81人以上		417	
44	1272 肢体通園8・地公体		417 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	402
44	1311 肢体通園9	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下		975	
44	1312 肢体通園9・地公体		975 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	941
44	1321 肢体通園10		(2)定員31人以上40人以下		896	
44	1322 肢体通園10・地公体		896 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	865
44	1331 肢体通園11		(3)定員41人以上		817	
44	1332 肢体通園11・地公体	817 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	788	
44	5300 肢体通園幼児加算	幼児加算 (知的障害児の場合のみ対象)		253 単位加算	253	
44	5350 肢体通園家庭運搬加算1	家庭運搬加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
44	5351 肢体通園家庭運搬加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
44	5360 肢体通園訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
44	5361 肢体通園訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
44	5310 肢体通園食事提供加算	食事提供加算	イ 食事提供加算 ()	42 単位加算	42	
44	5311 肢体通園食事提供加算		ロ 食事提供加算 ()	58 単位加算	58	
44	5370 肢体通園利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150	
44	5990 肢体通園激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	1日につき	

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
44	8111 肢体通園1・定超	肢体不自由児の場合		212	1日につき	
44	8112 肢体通園1・地公体・定超	303 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	204	
44	8211 肢体通園2・定超	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		444	
44	8212 肢体通園2・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	428
44	8221 肢体通園3・定超		(2)定員31人以上40人以下		407	
44	8222 肢体通園3・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	393
44	8231 肢体通園4・定超		(3)定員41人以上50人以下		368	
44	8232 肢体通園4・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	356
44	8241 肢体通園5・定超		(4)定員51人以上60人以下		333	
44	8242 肢体通園5・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	321
44	8251 肢体通園6・定超		(5)定員61人以上70人以下		319	
44	8252 肢体通園6・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	308
44	8261 肢体通園7・定超		(6)定員71人以上80人以下		306	
44	8262 肢体通園7・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	295
44	8271 肢体通園8・定超		(7)定員81人以上		292	
44	8272 肢体通園8・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	281
44	8311 肢体通園9・定超	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下		683	
44	8312 肢体通園9・地公体・定超		975 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	659
44	8321 肢体通園10・定超		(2)定員31人以上40人以下		627	
44	8322 肢体通園10・地公体・定超		896 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	606
44	8331 肢体通園11・定超		(3)定員41人以上		572	
44	8332 肢体通園11・地公体・定超	817 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	552	

12 指定医療機関(肢体不自由児)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
45	1111	肢体医療	□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合	111 単位	111
45	5330	肢体医療乳幼児加算	乳幼児加算	70 単位加算	70
45	5320	肢体医療重度肢体不自由児支援加算	重度肢体不自由児支援加算	198 単位加算	198
45	5110	肢体医療重度重複障害児加算	重度重複障害児加算	111 単位加算	111
45	5990	肢体医療激変緩和加算	激変緩和加算	単位加算	

13 重症心身障害児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
51	1111	重心障害児	重症心身障害児施設		862	1日につき
51	1112	重心障害児・地公体	862 単位	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合 × 96.5%	832	
51	5990	重心障害児激変緩和加算	激変緩和加算	単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
51	8111	重心障害児・定超	重症心身障害児施設	利用定員の数が利用定員を超える場合	603	1日につき
51	8112	重心障害児・地公体・定超	862 単位	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合 × 96.5%	582	

14 指定医療機関(重症心身障害児)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
52	1111	重心障害児医療	指定医療機関(重症心身障害児)	862 単位	862
52	5990	重心障害児医療激変緩和加算	激変緩和加算	単位加算	1日につき